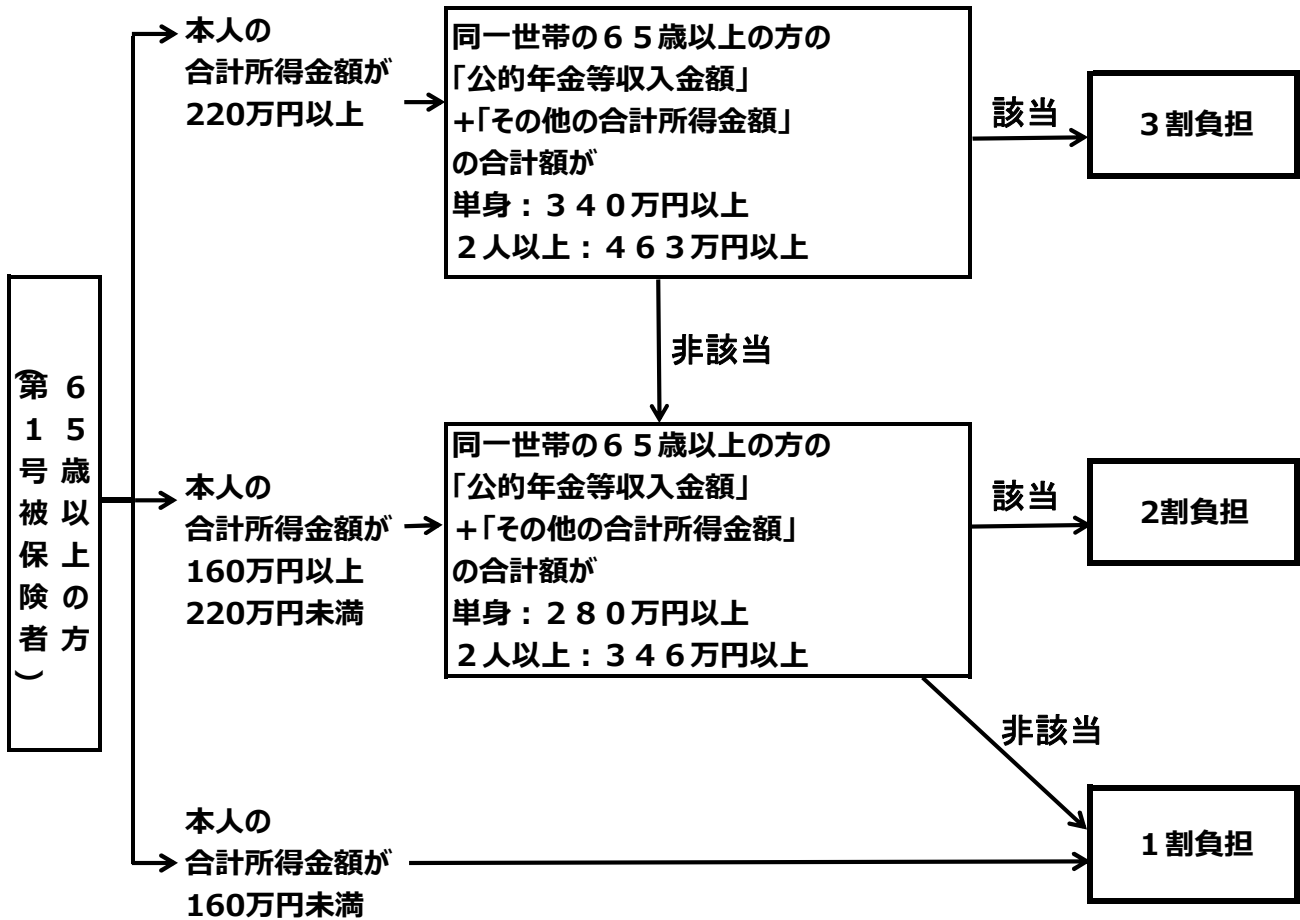


(介護サービス利用時の利用者負担割合判定の流れ)



*** 第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず 1割負担**

○1 国の制度改正による負担割合判定の指標となる合計所得金額の見直し

平成30年度税制改正において、給与所得控除および公的年金等の控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和2年分以後の所得税等について適用されることになりました。

この見直しに伴い、負担割合の判定に関して不利益が生じないよう、前年の合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る所得が含まれる場合は、合計所得金額から10万円を控除して得た額を所得の指標として用いることとなりました。

○2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

そして、その合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

○3 その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた額です。

○4 世帯

住民基本台帳上の世帯をいいます。